

## 任意団体 日本獣医解剖学会 学会参加費補助規定

### [目的]

第1条 本規定は、日本獣医解剖学会（以下、本学会）の発展ならびに後進の育成、国際交流を目的に、会員の学術集会参加および発表を奨励するために定める。

### [対象となる学会]

第2条 本規定における補助対象の学会は、以下の通りとする。

- 1) 日本獣医学会／獣医解剖分科会
- 2) アジア獣医解剖学会

### [補助の対象および条件]

第3条 補助の対象は、本学会会員であり、かつ対象学会ごとに以下の条件を満たす者とする。

- (1) 日本獣医学会／獣医解剖分科会の場合
  - 1) 本学会の学生会員であること。
  - 2) 獣医解剖分科会の演題の筆頭演者として発表を行うこと。なお、他分科会での発表は対象外とする。
- (2) アジア獣医解剖学会の場合
  - 1) 本学会の学生会員または正会員であること。
  - 2) 筆頭演者として発表を行うこと。
  - 3) 学生会員にあっては、指導教員がその学術的意義を認め、現地での安全管理を含めた指導・監督を確約した上で推薦することを条件とする。

### [申請および決定]

第4条 補助を希望する会員（学生の場合は指導教員）は、定められた期日までに理事会庶務担当へ申請を行わなければならない。

2 補助額は、開催地や為替状況等の諸経費および学会予算を考慮し、その都度理事会において決定する。

### [報告の義務]

第5条 本規定により補助を受けた者のうち、アジア獣医解剖学会への参加者については、帰国後速やかに参加報告書を提出しなければならない。

- 2 日本獣医学会への参加者については、原則として報告書の提出を要しない。

[規定の変更]

第6条 本規定の変更は、理事会の決議を経ておこなう。

付則 本規定は、令和7年1月16日より施行する。